

岡山県中小企業等グループ施設等 復旧整備補助事業

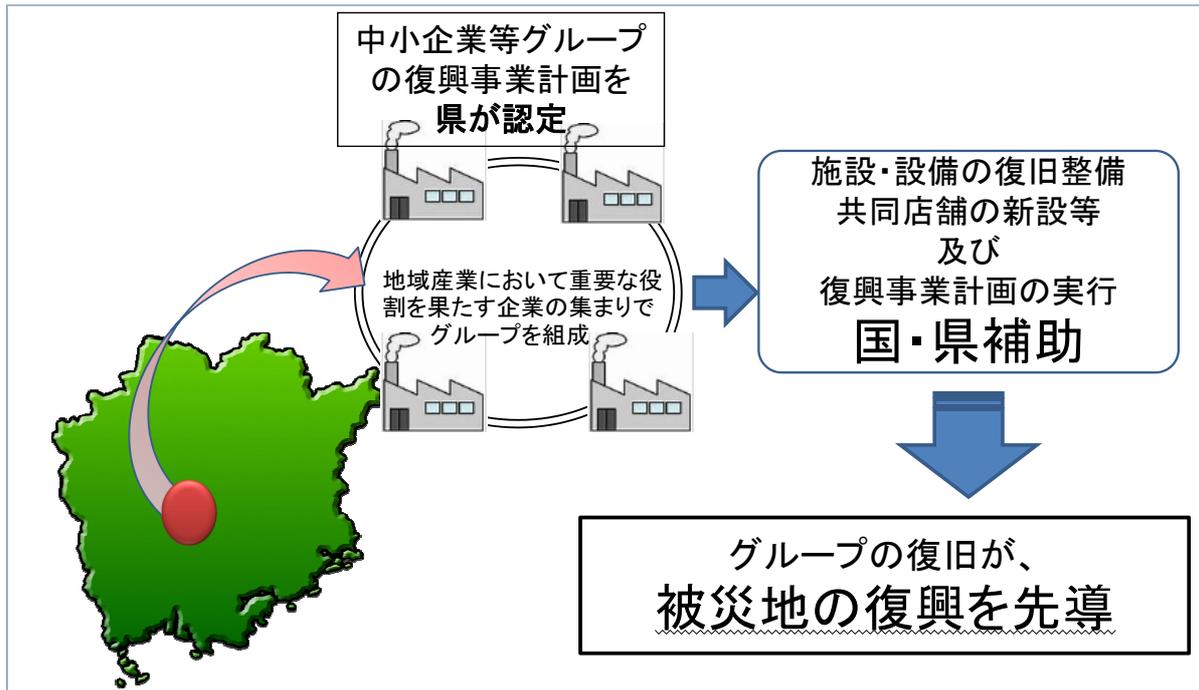
～施設・設備の復旧・整備を支援します～

岡山県産業労働部
事業者復興支援室

1 事業の目的

平成30年7月豪雨による災害のため甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループが、復興事業計画に基づき、「産業活力の復活」「被災地域の復興」「コミュニティの再生」「雇用の維持」等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を国と県が補助することにより、被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。

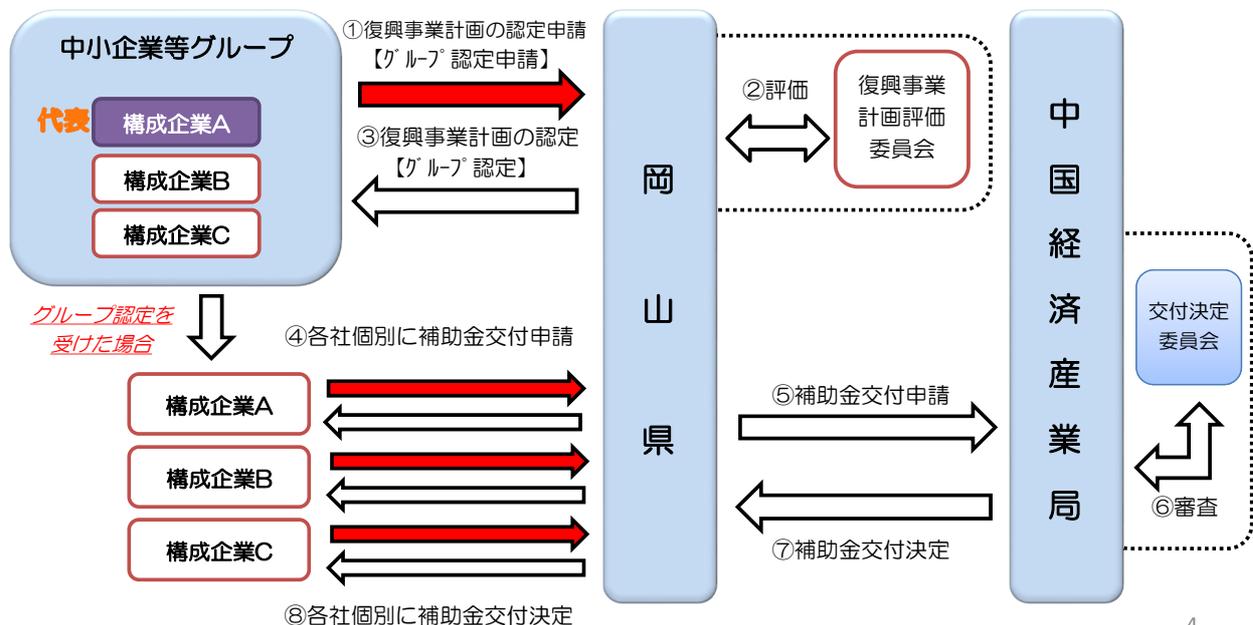
2 事業のイメージ



3

3 全体の流れ

●補助金の交付を受けるためには、事前に県のグループ認定を受けた後、グループを構成する各社ごとに補助金申請を行う必要があります。



4

4 中小企業等グループ「構成員」の要件

複数の中小企業者等から構成されるグループであること。

- ※1) 復興事業計画に基づき、グループの構成員が共同して被災地域の復興に取り組む事業を実施する必要があります。
- ※2) グループは2者以上の中小企業者等から構成されるものとし、補助金の交付を受けない者や県外の者も構成員とすることができます。
- ※3) 暴力団又は暴力団員等に該当する者など、いわゆる反社会的勢力に該当する者は、構成員とはなれません。
- ※4) 大企業(みなし大企業を含む)に対する補助金交付は原則行いませんので、ご注意ください。ただし、資本金又は出資金が10億円未満及び一部の大企業は補助の対象となる場合があります。

5

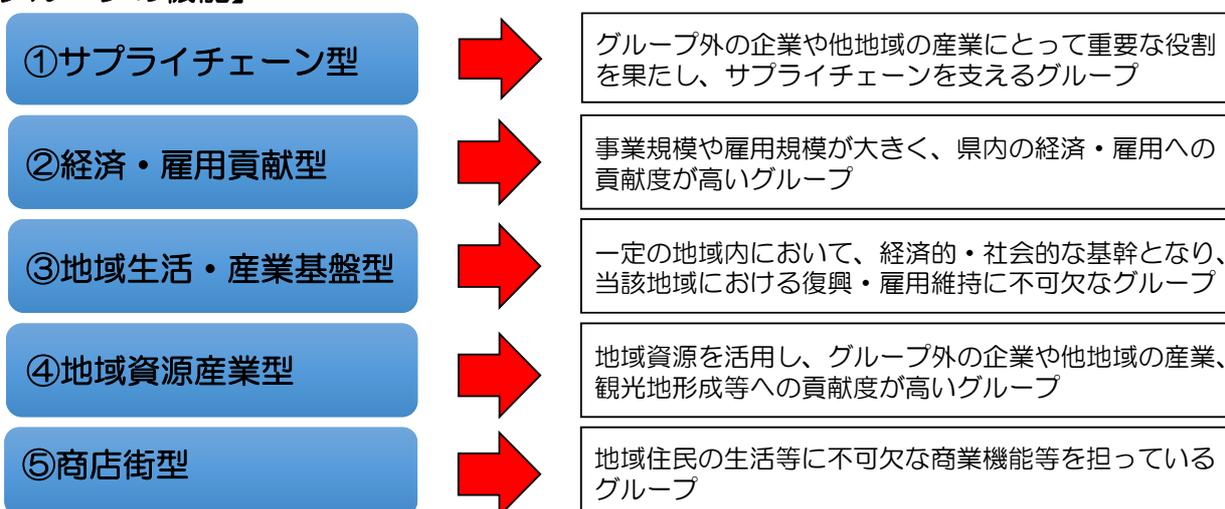
5-1 中小企業等グループ「機能」の要件

グループ認定申請ができるグループは、複数の中小企業者等から構成される集団で、下記のいずれかの機能を有するグループとなります。(※被災要件あり)

また、グループの構成員が補助金を受けようとする場合には、その構成員の事業所等が岡山県内に所在していることが要件となります。

なお、この中小企業等グループに中小企業以外の事業者も構成員として参加することは可能ですが、大企業などは、補助金交付の対象外となる場合があります。

【グループの機能】



6

5-2 中小企業等グループ「機能」の要件

被災要件

中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、平成30年7月豪雨による災害のため次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。

- ・ 平成30年7月豪雨による災害のため事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。
- ・ 平成30年7月豪雨による災害の後であって、直前1月の売上が被災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

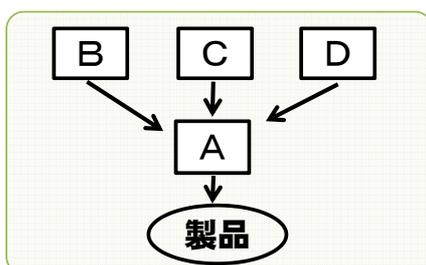
7

5-3 中小企業等グループ「機能」の要件

(1) サプライチェーン型

グループ外の企業や他地域の産業にとって、重要な役割を果たし、サプライチェーンを支えていること。
併せて被災要件を満たすこと。

(例) 自動車産業の部品供給網

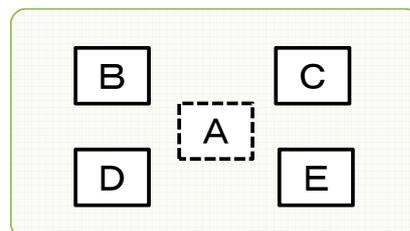


・ 中小企業A～D(補助対象)

(2) 経済・雇用貢献型

事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いこと。
併せて被災要件を満たすこと。

(例) 企業城下町



- ・ 大企業A(補助対象外)
- ・ 中小企業B～E(補助対象)

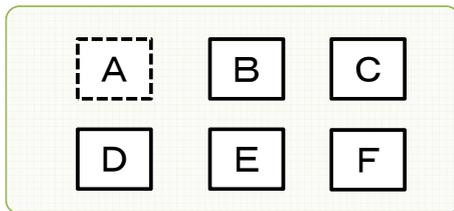
8

5-4 中小企業等グループ「機能」の要件

(3) 地域生活・産業基盤型

一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること。
併せて、被災要件を満たすこと。

(例) 工業団地

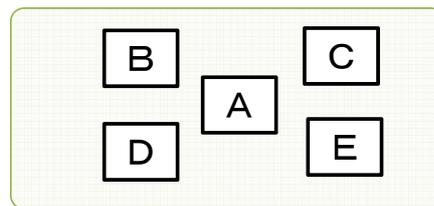


- ・中小企業(被害なし)A(補助対象外)
- ・中小企業B～F(補助対象)

(4) 地域資源産業型

地域資源を活用し、グループ外の企業や他地域の産業、観光地形成等への貢献度が高いこと。
併せて被災要件を満たすこと。

(例) 温泉を中心とした観光産業群



- ・温泉旅館A(補助対象)
- ・飲食業等サービス業B～E(補助対象)

9

5-5 中小企業等グループ「機能」の要件

(5) 商店街型

下記の①②③の全てを満たすグループであること。

- ① 商店街等が次のア～ウのいずれにも該当すると見込まれること。
 - ア 地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するものであること。
 - イ 当該商店街等が属する商圈内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中心的な商業機能を果たす可能性が高いと認められること。
 - ウ 今後の当該市町村におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する可能性が高いと認められること。
- ② 商店街等の構成員の全部又は一部の施設が甚大な被害を受け、又は継続して使用することが困難となり、事業の継続が困難になっていること。
- ③ 補助金を受けようとする中小企業等のグループの構成員の事務所等が岡山県内にあること。

10

6 復興事業計画について

「復興事業計画」とは

復興事業計画とは、平成30年7月豪雨による災害に係る復興のため、中小企業等のグループが、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」などを目的に実施する事業の計画です。

- ※ 計画期間は特に制約はありません。
- ※ グループ構成員全員が関与して取り組むものである必要があります。
- ※ 共同事業は、従来からグループで連携、共同して実施しているものではなく、グループ形成を機に新たに取り組みを行うものとしてください。

11

7-1 補助対象事業者

区分	補助対象事業者	詳細
①	中小企業者	中小企業支援法第2条の定義に該当する事業者等（みなし大企業・みなし中堅企業は除く）
②	中堅企業及びみなし中堅企業	①以外で資本金又は出資金の価額が10億円未満の事業者等（みなし大企業は除く）
③	大企業及びみなし大企業	①～②が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸付している事業者

【参考】補助対象事業者の区分ごとの補助率（イメージ図）

大企業	原則、補助対象外 ※例外：③の場合、補助率1/2		
資本金 10億円	②補助率1/2		みなし大企業
中堅企業	①補助率3/4	みなし中堅企業	
中小企業者			

12

7-2 補助対象事業者

中小企業者の定義【中小企業支援法及び同法施行令】

(1) 会社及び個人

業種	従業員規模・資本金(出資金)規模
製造業・その他の業種	300人以下 又は 3億円以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下 又は 3億円以下
旅館業	200人以下 又は 5,000万円以下

(2) 中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

13

7-3 補助対象事業者

●「中堅企業」の定義

中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者

●「大企業」の定義

中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円以上の事業者

●「みなし大企業(みなし中堅企業)」の定義

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業(中堅企業)が所有している事業者
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業(中堅企業)が所有している事業者
- (3) 大企業(中堅企業)の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める事業者

14

7-4 補助対象とならない事業者

注意事項

次に該当する者は補助対象外となります

- ・暴力団又は暴力団員等に該当する者。
- ・県税を未納している者。
- ・特定の風俗営業事業者。

補助対象外となる特定の風俗営業事業者の具体例

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条において、次に掲げる営業を目的とした施設・設備の復旧を対象とする場合。

- 風俗営業(第1項)
(例)パチンコ、麻雀 等
- ※ただし、第2号の一部(料理店)及び第5号(ゲームセンター)は補助対象。
- 性風俗関連特殊営業(第5項)
(例)ラブホテル、アダルトショップ 等

15

8-1 補助対象経費

中小企業等グループ又はその構成員の施設又は設備であって、平成30年7月豪雨による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設又は設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費が対象となります。

なお、平成30年7月豪雨による災害以降で、交付決定日前に実施した施設・設備の復旧についても補助対象として認められる場合があります(遡及適用)。

区分		内容
施設		事務所、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他「1 事業の目的」の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設備		復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの
新分野事業の場合のみ	宿舍整備のための事業	宿舍及び備え付けの設備に係る費用
商店街型	商業機能の復旧促進のための事業	共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費

※上記の「施設」及び「設備」の復旧又は整備並びに「商業機能の復旧促進のための事業」に要する経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含みます。

16

8-2 補助対象経費

新分野事業について

従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な事業者が、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組(いわゆる「新分野事業」)により被災前の売上を目指すことを促すため、従前の施設等への復旧に代えて、これらの実施に係る費用についても、補助対象とすることができます。

【新分野事業の例】

○新商品製造ラインへの転換 ○生産効率向上 ○従業員確保のための宿舍整備 等

申請条件	補助対象経費
① グループ補助金の要件を満たしていること。 ② 従前の施設等への復旧では事業再開や被災前の売上まで回復することが困難であること。 ③ 新分野事業によりさらなる売上回復を目指していること。 ※ ②③について認定経営革新等支援機関による確認書が必要。	従前の施設・設備への復旧に要する経費に代えて、新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費。 <u>※7月豪雨災害前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。</u>

17

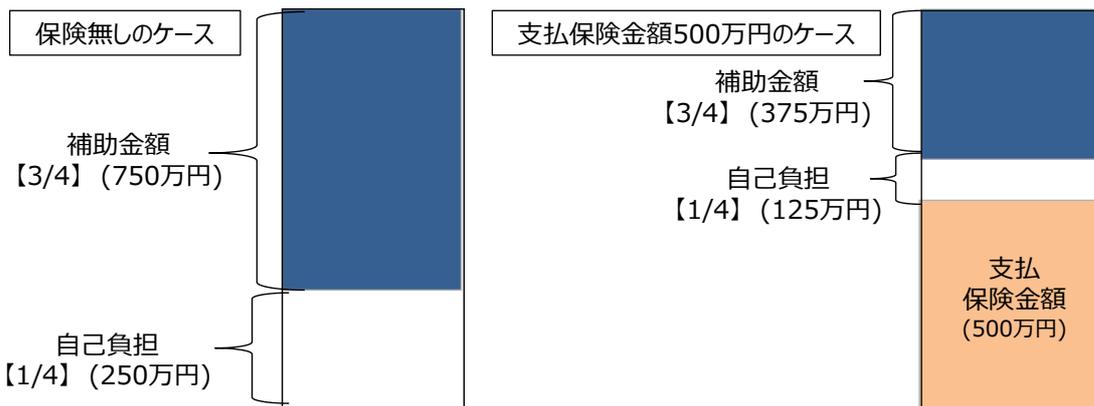
8-3 補助対象経費

保険金の取扱について

復旧を行う施設・設備に保険がかけられていた場合、当該施設・設備の復旧に係る費用から、当該施設・設備についての支払われる保険金を差し引いた残額に補助率を乗じた額が補助金額となります。

※ ただし、迅速な復旧を進めるため、支払保険金額が確定する前から補助金の手続きを受け付けることとしています。

(例) 建物復旧に要する経費1000万円の場合(中小企業者が復旧)



18

8-4 補助対象とならない経費

※次の経費は原則、補助対象外となります。

補助対象外経費(その1)

- 7月豪雨に起因する被害ではないもの
 - 例1) 7月豪雨前から使用不能であった施設・設備
 - 例2) 7月豪雨後に災害に起因せず損壊、滅失、継続して使用することが困難になった施設・設備
 - 例3) 7月豪雨前から事業用として使用されていなかった空き店舗・事業所等
 - 例4) 被害を立証する資料が提出されないもの
- 参加グループの目的に合致しないもの
 - 例1) 商店街型での工場・機械設備の復旧
 - 例2) サプライチェーン型での商業機能復旧事業
- 他の目的に転用される可能性が高いもの
 - 例1) 福利厚生関係施設(寮、休憩所等)
 - 例2) 事務用品(机、椅子、書庫等)

19

8-5 補助対象とならない経費

※次の経費は原則、補助対象外となります。

補助対象外経費(その2)

- 制度上対象外のもの
 - 例1) 各種税(印紙税、消費税等)
 - 例2) 各種行政手続き費用(建築確認申請費、リサイクル料、各種登録手続きや申請代行費用)
 - 例3) 各種保険料や保守費用
 - 例4) 住居等、事業用途以外の施設・設備(店舗兼住居の場合は店舗部分のみが対象)
 - 例5) 販売目的の機械設備、貯蔵品等及び、賃貸目的の施設(アパート、マンション等)や設備(レンタカー事業者のレンタル用車両等)
 - 例6) 自社復旧の際の人件費
 - 例7) 在庫又は陳列されていた商品、原材料等

20

8-6 補助対象とならない経費

※次の経費は原則、補助対象外となります。

補助対象外経費(その3)

- 償却資産として資産計上されていない設備
 - 例1) 店舗備品(カウンター、テーブル、椅子等)
 - 例2) 店舗什器(陳列棚、食器棚 等)

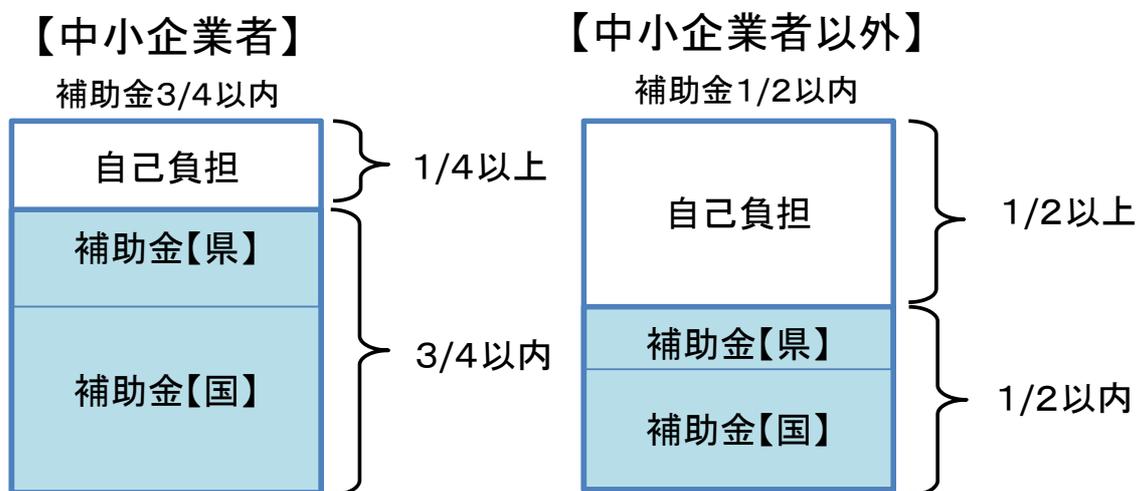
【備品・什器等に関する留意点】

- ・ 資産計上されないような備品・什器は原則として補助対象外です。
- ・ パソコンやルームエアコンのような電子機器などについては、被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助対象となることがあります。
- ・ 車両についても、当該車両が資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確なもの(企業名が車体に印刷されている等)であれば、補助対象となることがあります。

21

9 補助率

復興事業計画の認定を受けた際に、交付申請をすることができる補助金の補助率上限は、次のとおりです。



※自己負担部分については、別途、貸付制度の実施を予定しております。

22

10-1 復興事業計画認定の評価ポイント

復興事業計画の認定は、皆様からご提出いただいた申請をもとに、評価委員会により審査して認定します。なお、この審査における評価のポイントは次のとおりです。

1 事業計画全体における評価のポイント

グループの特徴	県内におけるグループの役割等 (地域におけるグループの特徴、構成員の機能や役割等)
グループの各構成員	グループ内における県内中小企業の役割や参画割合、県内中小企業への効果等 (県内中小企業の果たす役割や参画状況、本事業による中小企業への効果等)
被害の状況	施設や設備の被害の程度等 (被災による施設や設備の被害状況、グループ機能に及ぼす影響等)
復興計画の内容	復興に向けた計画の発展の可能性、必要な実施体制の構築状況等 (新事業・商品・技術開発、施設・設備の共同・相互利用、人材育成、雇用促進、グループとして共同で行う復興事業の内容、参画状況及び効果等)
新分野事業の内容 (新分野事業を実施する場合)	従前の施設・設備復旧では売上回復が困難であること、新分野事業による売上回復の見込等
施設・設備の復旧整備並びに商業機能の復旧促進事業の内容	計画に該当する施設や設備の復旧・設備の内容等 (グループの復興に必要で合理的な復旧整備内容、必要な実施体制の構築等)

23

10-2 復興事業計画認定の評価ポイント

2 グループ機能ごとの評価のポイント

サプライチェーン型	グループ外の企業や他地域の産業にとっての重要度 等 (サプライチェーンにおけるグループの役割、グループがサプライチェーンの中で提供している特別な製品・技術・サービス内容 等)
経済・雇用貢献型	県内の経済・雇用への貢献度 等 (県内における経済波及効果や雇用への貢献度、企業数、売上高、雇用者数 等)
地域生活・産業基盤型	一定の地域内における復興・雇用の維持への貢献度 等 【産業基盤性】地域における産業群の重要性、役割、地域におけるグループの存在意義、必要性、集積度合い 等 【地域貢献度】グループの事業者数、売上高、雇用者数 等
地域資源産業型	地域資源を活用した、グループ外の企業や他地域産業、観光地形成等への貢献度 等 【集積度】活用する地域資源の地域における重要性、役割、地域におけるグループの存在意義、必要性、集積度合い 等 【地域貢献度】グループの事業者数、売上高、雇用者数 等
商店街型	地域住民の生活等に不可欠な商業機能としての重要度、将来の商業集積の可能性 等 (地域において当該商店街等が担っている社会的な機能、地域において当該商店街等が有する商業拠点としての機能、市町村のまちづくり施策における商店街等の位置づけ 等)

24

11-1 復興事業計画の認定の主な提出書類

中小企業等グループの代表者がとりまとめて提出してください。
(詳細は、岡山県のホームページでご確認ください。)

岡山県 グループ補助金

検索 

作成者	様式	記載事項	
グループ (代表者)	復興事業計画認定 申請書(様式第1号)	1 事業の目的 2 事業計画に要する経費	3 グループ参加企業数 4 事業完了(予定)年月日
	復興事業計画書 (別紙1)	1-1 グループの概要 1-2 グループの構成員 2-1 復興事業の内容	2-2 復興事業の効果等 3 施設・設備の復旧整備等の 内容(グループ全体)
グループ (構成員全て)	暴力団排除に関する 誓約書(別紙4)	※役員等名簿も併せて提出	
補助金を希望 する構成員	事業者別復興事業 計画書(別紙2)	1 事業者の概要 2 被害状況及び復旧整備 の内容(施設・設備等)	3 売上等の状況
	新分野事業に関する 総括表	1 被災前の売上回復が困難 な理由 2 新分野事業の内容	3 補助金要望額の算出
補助金申請を しない構成員	会社概要を記載した 書類	会社案内のパンフレット、HP の会社概要があれば不要	

25

11-2 復興事業計画の認定の主な提出書類

認定申請書に添付する必要がある書類は次のとおりです。

提出書類		作成者
1	市町村の同意書(商業機能の復旧促進のための事業がある場合)	グループ代表者
2	【法人】 現在事項証明書(商業登記)	補助金交付申請を予定しているグループ 内の構成員
3	【個人】 住民票抄本	
4	【建物】 現在事項証明書及び固定資産課税台帳(市町村備え付けのもの)	
5	【設備】 固定(償却)資産台帳等(明細書がわかるものを含む)	
6	罹災(被災)証明書等の写し(取得している場合)	
7	被災状況のわかる写真(必須)	
8	認定経営革新等支援機関の確認書	
9	会社案内等のパンフレット、会社概要を記載した書類(HPの会社概要でも可)	補助金申請を予定し ていないグループ内 の構成員

26

12 今後のスケジュール(予定)

復興事業計画の認定申請

- ★ 募集開始 平成30年9月3日(月)
- ★ 申請書の受付 募集開始後、随時受付をします。
(申請書は、原則、郵送により提出してください。)
<送付先>
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県産業労働部 事業者復興支援室
- ★ 計画の認定 所定の審査終了後、随時、復興事業計画認定通知を代表者あてに送付します。

補助金の交付申請

- ★ 受付開始 復興事業計画の認定後、随時受付を行います。
- ★ 交付の決定 所定の手続き終了後、各申請者に交付決定通知書を送付します。

※ 平成30年9月下旬に、グループ補助金の受付センターを開設予定です。開設後は、申請書の提出、申請にかかる相談を受付センターで行います。なお、受付センターを開設しましたらホームページ等でお知らせします。

27

13 お問い合わせ先

グループ補助金に関する情報は、随時、岡山県のホームページに掲載しますので、ご確認ください。

岡山県 グループ補助金

検索



お問い合わせ先	申請書提出先
岡山県産業労働部事業者復興支援室 電 話 086-226-7924 7925 FAX 086-226-7884	〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県産業労働部事業者復興支援室

28

最後に

グループ補助金のグループづくりについて

この事業により補助金の交付を受けるためには、まず、2者以上の中小企業者等でグループを作り、そのグループが行う事業（共同事業）を盛り込んだ「復興事業計画」をグループの代表者が県に認定の申請を行い、認定を受けることが必要です。

補助金申請をお考えの方は、グループを作ることが必要です。

まずは、お近くの商工会・商工会議所などの支援機関、または市町村などへご相談ください。

なお、様々な事情でグループ認定申請が困難な事業者の方は、県にご相談ください。

29

注意しておいてください

● 私有財産については、天災が原因であっても、自費による復旧が原則とされています。そのような中、本事業は、地域経済・雇用の早期回復を図ることを目的として、特例的に措置されたものです。

● 税金を財源とする補助金の執行にあたっては、必要な事務手続きや各種の制限がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

- (例) ・ 復興事業計画書や交付申請書などの作成や、添付書類の提出が必要です。
- ・ 経理書類を整理いただいたうえで、事業完了後に検査を実施します。
 - ・ 本事業で復旧や取得した施設や設備等を処分する際には、事前に知事の承認が必要となります。(処分とは、補助金で復旧や取得した施設や設備を補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいいます。)

30